

第七号の二様式（その二）	1 用途等	<p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) ⑧から⑮までの各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。</p>	
	2 「法人名」	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	

3 「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、これらの額を政令第9条の7第4項本文及び第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4 「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の2）の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、防衛特別法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の②の欄の金額及び同表の③の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑦の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額、同表の②の欄の金額及び同表の③の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑪」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「⑩又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）及び第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。	
10 「当期分として算定した法人税割額⑬」	⑩若しくは⑬の各欄の金額又は第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の⑦の欄の金額から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。	東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人を除きます。）の特別区分の都民税法人税割額は次の金額を記載します。 (1) 道府県民税相当分（上段）特別区の存する区域以外の区域において東

		<p>京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑩の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の⑨(イ)の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の⑩の上段の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 市町村民税相当分(下段) 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(1)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑩の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の⑨(ロ)の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の⑩の下段の欄の金額を控除した金額</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
<p>11「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>(1) 前3年以内の各事業年度において道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。</p> <p>(2) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第2項の規定による読替後の政令第9条の7第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(3) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第2項の規定による読替後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(4) 「当期分」の欄は、「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑬」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。</p> <p>(5) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。</p> <p>(6) ⑩の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その</p>	

	<p>2) の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その2)の⑤の欄の金額</p>	
<p>12「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項及び第48条の13第5項の規定により計算する法人にあつては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項及び第48条の13第5項の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) ⑭及び⑱の各欄の計算は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額(⑳及び㉑の各欄の金額の合計額)を控除した額となります。</p> <p>(3) ㉒の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑨の欄の金額)を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑩の欄の金額)を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉓の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉔の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の税額の欄又は同様式の⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第20号様式の⑧の欄の金額)を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(第20号様式の⑨の欄の金額)を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉕の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>	<p>東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の㉒の欄、㉓の欄及び特別区以外の㉔の欄には次の金額を記載します。</p> <p>(1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人(他の道府県に事務所等を有する法人に限りません。)</p> <p>(イ) 特別区分の㉒の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉒の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の㉒の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区分の⑬の欄の金額を控除した金額</p> <p>(ロ) 特別区分の㉓の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉒の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の㉒の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区分の⑩の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人</p> <p>(イ) 特別区分の㉒の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割</p>

相当額から第7号の3  
様式の⑮の欄の金額  
(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の5.7の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の⑩の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区分の⑬の欄の金額を控除した金額 第7号の3様式の⑳の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額÷(同様式の⑮の欄の金額+同様式の⑰の欄の金額)

(ロ) 特別区分の㉓の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の⑩の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区分の⑬の欄の金額を控除した金額 第7号の3様式の⑳の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額÷(同様式の⑮の欄の金額+同様式の⑰の欄の金額)

(ハ) 特別区以外分の㉔の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区以外分の⑩の欄のうち東京都分の金

			<p>額を加算し、第7号様式(その2)の特別区以外分の⑬の欄のうち東京都分の金額を控除した金額</p> <p>第7号の3様式の⑳の欄の金額－((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額＋(ロ)において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額)</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
--	--	--	--